

日本生薬学会の共催・協賛・後援に関する取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本生薬学会（以下、本学会）の「共催」、「協賛」又は「後援」の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本細則における「共催」、「協賛」又は「後援」の定義は、以下のとおりとする。

- 1 「共催」とは、本法人を含む複数の者（団体）が催しの開催の主体となり、企画当初から、共催団体として内容、運営、経費負担等について協議を行って、その催しを開催することという。
- 2 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同等であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合に使用する。
- 3 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、名義使用の承認に限る場合に使用する。

(承認の基準)

第3条 第三者が企画又は主催する学術集会、研究会、シンポジウム等に関して、「共催」、「協賛」又は「後援」の依頼があった場合には、次の1の全てに該当し、かつ2に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

- 1 承認することができる場合
 - 1) 本学会会員の資質向上に有益であると認められること
 - 2) 公益性があると認められること
 - 3) 本学会の事業の目的、内容及び趣旨に照らし、適当であると認められること
 - 4) 本学会の会員が参加する場合、参加費は主催団体と同等であること。
- 2 承認できない場合
 - 1) 営利を目的とし、特定団体等少数者の利益のみを目的とすると認められること
 - 2) 運営方法が公正でないと認められること
 - 3) 対象が極めて限定されていると認められること
 - 4) 本学会の事業の目的、内容及び趣旨に照らし、適当でないと認められること

(共催、協賛、後援の承認)

第4条 承認の決定は次のとおりとする。

- 1 本学会年会
 - 1) 年会全体への「共催」の依頼については、理事会の審議を経て決定する。
 - 2) 個々のセッション、セミナー等に係る「共催」の依頼については、年会長の承認を必要とする。
- 2 本学会年会を除く日本生薬学会が主催の研修会、セミナー

- 1) 過去に「共催」の依頼をしている団体に関しては会長、庶務理事で確認し、手続きを行い、理事会へ報告をする。
 - 2) 新規に依頼をする団体については会長、副会長、及び常務理事での審議を経て決定し、理事会に報告する。
- 3 第三者が企画する催しもの
- 1) 資金提供しない場合
 - ① 本学会は運営上の責任を持たないものとする。
 - ② 主催団体は、本学会へ「『日本生薬学会の共催・協賛・後援の名義使用』に関する申請書」を提出し、名義使用申請手続きを行う。
 - ③ 過去に認められた団体に関しては会長、庶務理事で確認し、手続きを行い、理事会へ報告をする。
 - ④ 新規に依頼のあった団体については会長、副会長、及び常務理事での審議を経て決定し、理事会に報告する。
 - ⑤ 主催団体の名義使用申請による学会名義掲載許可及び本会員への広告・広報のみとする。
 - 2) 資金提供を行う場合
主催団体は、本学会へ「『日本生薬学会の共催・協賛・後援の名義使用』に関する申請書」と共に計画書（開催趣旨、運営上の責任、主催団体と本学会の事業比率、経費の負担割合など）を提出し、理事会の承認を得る。終了後は報告書、決算書を理事会に提出する。

（改廃）

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別途定める。
- 2 本規程は2025年3月22日から施行する。